

○モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針（改正案） 新旧対照条文

| 改正案 | 現行ガイドライン |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン</u></p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 1 月 10 日策定 (令和元年 月 日最終改正) 総務省</p> <p>[削除]</p> <p>1 趣旨</p> <p>移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に向けて、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 29 条の規定の考え方に照らし、基本的な考え方及び事業者等が S I M (Subscriber Identity Module) ロックを解除する際に留意すべき事項を整理して示すものである。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 役務</p> <p>携帯電話、携帯電話・PHS アクセスサービス (PHS に係るものを除く。)、<u>三・九一四世代移動通信アクセスサービス、第五世代移動通信アクセスサービス及び携帯電話に係る仮想移動電気通信サービスをいう。</u></p> <p>[(2)～(6) 略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 S I M ロック解除の円滑な実施</p> <p>(1) 対象となる端末</p> <p>① 事業者は、原則として自らが販売した全ての端末について S I M ロック解除に応じるものとする。</p> <p>[(2)～(3) 略]</p> | <p style="text-align: center;"><u>モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針</u></p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 1 月 10 日策定 (令和元年 5 月 22 日最終改正) 総務省</p> <p><u>I 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン</u></p> <p>1 趣旨</p> <p>移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン (以下この I において「本ガイドライン」という。)は、移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に向けて、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 29 条の規定の考え方に照らし、基本的な考え方及び事業者等が S I M (Subscriber Identity Module) ロックを解除する際に留意すべき事項を整理して示すものである。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 役務</p> <p>携帯電話、携帯電話・PHS アクセスサービス (PHS に係るものを除く。)、<u>三・九一四世代携帯電話アクセスサービス及び携帯電話に係る仮想移動電気通信サービスをいう。</u></p> <p>[(2)～(6) 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>4 S I M ロック解除の円滑な実施</p> <p>(1) 対象となる端末</p> <p>① 事業者は、原則として自らが販売した全ての端末¹⁾について S I M ロック解除に応じるものとする。</p> <p>[(2)～(3) 同左]</p> |

(2) 利用者からの請求に応じて行うSIMロック解除に関する手続

① [略]

② (1)②アの最低限必要な期間は、端末代金の支払が少なくとも1回確認できる期間を考慮し、100日程度を超えない期間とする。ただし、端末代金が一括して支払われた場合には、事業者が当該支払を確認できるまでの期間とする。

(3) [略]

5 [略]

6 本ガイドラインの適用等

(1) 令和元年 月 日の改正後の本ガイドラインの規定は、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号)の施行の日から適用する。なお、4(2)②の脚注4を削る改正箇所については、同日以降に販売された端末について適用する。

[(2)～(5) 略]

¹ 汎用的に通話やデータ通信を行うための端末(現時点においては、いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルータ及びUSBモデムが該当する。)以外の端末、技術的にSIMロック解除が困難な端末及び特定の事業者の通信方式・周波数のみに対応している端末等、SIMロック解除を行わないことが公正な競争、利用者(既に自社の役務契約を解約した利用者も含む。以下同じ。)の利便又は端末の円滑な流通の確保に大きな支障とはならないと考えられるものを除く。

^{2・3} [略]

⁴ [削除]

[削除]

[削除]

(2) 利用者からの請求に応じて行うSIMロック解除に関する手続

① [同左]

② (1)②アの最低限必要な期間は、端末代金の支払が少なくとも1回確認できる期間を考慮し、100日程度を超えない期間とする。ただし、端末代金が一括して支払われた場合⁴には、事業者が当該支払を確認できるまでの期間とする。

(3) [同左]

5 [同左]

6 本ガイドラインの適用等

(1) 平成30年8月28日の改正後の本ガイドラインの規定は、同日より適用する。ただし、4及び5の改正箇所については、令和元年9月1日から適用する。

[(2)～(5) 同左]

¹ 汎用的に通話やデータ通信を行うための端末(現時点においては、いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルータ及びUSBモデムが該当する。)以外の端末、技術的にSIMロック解除が困難な端末及び特定の事業者の通信方式・周波数のみに対応している端末等、SIMロック解除を行わないことが公正な競争、利用者(既に自社の役務契約を解約した利用者も含む。以下このIにおいて同じ。)の利便又は端末の円滑な流通の確保に大きな支障とはならないと考えられるものを除く。

^{2・3} [同左]

⁴ 役務の継続利用を条件として事業者が端末の購入代金の割引を行う場合を除く。

II スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン

1 趣旨

近年、携帯電話事業者が販売する端末が共通化するとともに特にスマー

[削除]

トフォンの価格が高額となり、携帯電話番号ポータビリティ（以下このⅡにおいて「MNP」という。）等により端末を購入する利用者のための電気通信役務の料金又は端末購入代金の高額な割引等が行われている。

スマートフォンと通信契約の販売とが一体的に行われ、様々な割引等が提供される結果、利用者にとっては端末価格や通信料金の負担について正確に理解することが困難になっている。

高額な割引等は、通信料金の高止まりの原因となるとの指摘があるとともに、端末購入を条件とした割引等を受けない利用者との公平性の観点やMVNO（電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りてサービスを提供する事業者をいう。）の新規参入・成長を阻害する点からも問題があると考えられる。

このため、携帯電話事業者は、スマートフォンについて、ライトユーザや割引等を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担の軽減を図るとともに、スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン（以下このⅡにおいて「本ガイドライン」という。）に沿って、端末購入を条件とした割引等の適正化に取り組むことが求められる。

2 用語の定義

本ガイドラインにおいて使用する用語は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）及び電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）において使用する用語の例によるほか、以下のとおりとする。

(1) 事業者

電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者をいう。

(2) スマートフォン

タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であり、当該映像面に利用者が触れることで入力するものをいう。）を有する移動端末設備で

あって、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話及び三・九一四世代携帯電話アクセスサービスによるインターネットの利用を可能とする機能を有するものをいう。

(3) 端末購入補助

スマートフォンの購入を条件として¹事業者が利用者に対して提供する携帯電話の電気通信役務の料金又はスマートフォンの購入代金の割引²（当該電気通信役務と併せて提供される役務の料金や物品の購入代金の割引を含む。）及び金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益³並びに事業者が販売店に対して支払う金銭であって販売店によるスマートフォンの販売に応じて支払うもの⁴又はスマートフォンの購入者にその購入を条件として提供する経済上の利益のために使うことを事業者が販売店に対して実質的に指示するものをいう⁵。

3 端末購入補助の適正化に関する基本的な考え方

事業者は、スマートフォンを購入する利用者には、端末を購入しない利用者との間で著しい不公平を生じないように、端末の調達費用及び関連下取り等価格⁶に照らし、合理的な額の負担⁷を求めることが適当である。

このため、事業者は、契約種別（MNP、新規契約又は機種変更等の別をいう。）や端末機種によって著しく異なる端末購入補助⁸の是正等により、利用者の負担が合理的な額となるよう端末購入補助を縮小するものとする⁹。

ただし、事業者は、端末の販売状況等を踏まえて在庫の端末の円滑な販売を図ることが必要な場合¹⁰、携帯電話の通信方式の変更¹¹若しくは周波数帯の移行を伴う場合又は廉価端末¹²の場合には、スマートフォンの価格¹³に相当するような行き過ぎた額とならない範囲で、端末購入補助を行うことができる¹⁴。

4 総務省によるフォローアップ等

[削除]

[削除]

[削除]

(1) 総務省は、事業者から端末購入補助の適正化の取組状況について定期的に報告を求め、各事業者の取組の進捗について、フォローアップを行う。また、外部からの情報提供窓口の設置や店頭等における端末販売の実態調査の実施を通じて、上記の基本的な考え方に沿った端末購入補助の適正化が行われているかについて随時検証を行うものとする。

(2) 総務省は、(1)の取組による結果を踏まえ、必要があると認めるときは、事業者に対して具体的な報告を求めるとともに、正当な理由なく本ガイドラインに沿った取組が適正に行われず、利用者間の著しい不公平を維持・拡大するなど電気通信の健全な発達に支障が生ずるおそれがあるときには、電気通信事業法第 29 条に基づく業務改善命令の発動を検討するものとする。

5 本ガイドラインの適用等

(1) 3の関連下取り等価格に関する規定(脚注6及び脚注7を含む。)は、平成29年6月1日以降の発売に係るスマートフォンについて適用する。

(2) スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン(平成28年3月25日策定)は、平成29年1月31日限り廃止する。

(3) 総務省は、本ガイドラインの適用後の端末購入補助の是正の状況や端末の流通への影響等も踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを見直すものとする。

(4) 総務省は、MVNOが不適正な端末購入補助を行い、利用者間の著しい不公平や他のMVNOの新規参入・成長の障害を招くおそれがないかを注視し、不適正な購入補助が行われていると認められた者についてはその是正を要請し、また、必要に応じ本ガイドラインの適用範囲について検討するものとする。

(5) 電気通信事業報告規則様式第23の4の用語の解釈については、本ガイドラインの脚注1から脚注3まで及び脚注5の例による。この場合において、「スマートフォン」とあるのは、「移動端末設備」と読み替える

[削除]

ものとする。

(6) 総務省は、本ガイドラインにおいて「総務省が別に定める」こととして
している事項について定める際、事前に事業者から意見を聴取するもの
とする。

¹ 端末の購入を条件としない場合であっても、MNPによる通信契約の締結
を条件とする場合（端末の購入を伴わないSIMのみの通信契約の締結を
条件とする場合を除く。）については、スマートフォンの購入を条件とする
ものとみなす。

² スマートフォンの購入を条件とした月々の利用可能データ通信量の増量
については、データ通信量の増量を受けた後のデータ通信量を利用する場
合に要する最も低廉な料金額との差額を、端末購入補助に含むものとする。

³ スマートフォンの購入を条件として、事業者が利用者に対して提供する、
キャッシュバックなどの金銭のほか、商品券、ポイント等、利用者が自ら
の選択により物品又は役務の代価として用いることができる経済上の利益
が対象となる。事業者が提供するノベルティ等の物品の提供は含まれない。

⁴ スマートフォンの販売に応じて支払うものでなくても、MNPによる通信
契約の締結に応じて支払うもの（端末の購入を伴わないSIMのみの通信
契約の締結に応じて支払うものを除く。）であって、次に該当するものにつ
いては、スマートフォンの販売に応じて支払うものとみなす。

① 連続する総務省が別に定める期間に限定して増額するもの。

② 終期を定めずに増額するものであって、総務省が別に定める期間で終
了又は変更できることとなっているもの。

⁵ 以下については、含まないものとする。

① 端末の引取りを条件としたスマートフォンの購入代金の割引等（当該
引取りに係る端末の中古市場における一般的な買取価格を著しく超える
場合は、当該一般的な買取価格を超える部分を除く。）

② 期限の定めがなく継続的に提供される割引等

⁶ 総務省が別に定める下取りその他の買取りの価格をいう。

⁷ スマートフォンを購入する利用者に求める負担が関連下取り等価格を下
回る場合は、合理的な額の負担とはいえない。

⁸ MNPにより端末を購入する場合の端末購入補助について、他事業者にお

いて機種変更する場合の補助と比較して、事業者の乗換えに伴って発生するスイッチングコスト（解除料、転出手数料及び新規契約事務手数料）相当額の補助の上乗せを行うことはあり得ると考えられる。この点を踏まえて、スマートフォンの購入に係る利用者の負担を全般的に合理的なものにするために、機種変更に係る端末購入補助の水準についても速やかに是正する必要がある。

⁹ このほか、電気通信役務の料金プランにかかわらず一定となっている端末購入補助を見直すことも考えられる。

¹⁰ 店頭における端末の販売状況から値引き等を行わなければ在庫の端末の解消が見込めず、追加の調達を行う予定もない場合等が該当する。総務省は、事業者に対し、対象とする端末の機種及びその理由について説明を求めるものとする。

¹¹ 事業者の変更を伴う場合を含む。

¹² 事業者が直接利用者に販売する場合における小売価格又は事業者が販売店に卸売する場合における卸売価格が税抜 30,000 円以下の端末とする。ただし、当該小売価格又は卸売価格が調達費用を下回る場合には該当しない。

¹³ 事業者が直接利用者に販売する場合においては小売価格、事業者が販売店に卸売する場合においては卸売価格をいう。

¹⁴ 本ガイドラインの脚注 11 の場合においては、事業者が、変更前の事業者の契約における電気通信番号に係る通信方式が異なるものであることを確認できる請求書等の書面又は電磁的記録の表示を確認し、当該書面又は電磁的記録の表示を記録又は保存する場合（変更前の端末により通信方式の変更を伴うものであることを確認できるときは、MNPに係る電気通信番号での当該端末の利用を確認できる当該端末上の電磁的記録の表示を記録又は保存する場合を含む。）に限る。また、事業者の乗換えに伴って発生する期間拘束契約に係る解除料及び転出手数料の相当額（実費によらない場合は、通常発生すると見込まれる額の平均を勘案し、税抜 10,000 円を上限とする。）の補助であることを明確にして事業者が利用者に対して提供する、携帯電話の電気通信役務の料金又はスマートフォンの購入代金の割引及び金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益に

については、端末購入補助に含まないものとする。